

日本における『顔氏家訓』の受容

—テキストと言語思想をめぐって—

(要約)

広島大学大学院文学研究科

博士課程後期人文学専攻

学生番号：D162720

氏名：莫文沁

本論文は全六章から成る。

序章 この章では、研究対象、先行研究、研究方法と研究の問題点及び本研究の意義について述べる。

第一章「『私教類聚』からみた奈良時代における唐代の『太公家教』を用いつつ『顔氏家訓』の受容」では、『私教類聚』からみた奈良時代における『太公家教』と『顔氏家訓』の受容をテーマとして、逸書である『私教類聚』、『太公家教』を通じてみることのできる『私教類聚』の目録、『太公家教』を仲介とする『私教類聚』の『顔氏家訓』受容の状況などを論証した。

第二章「『倭名類聚抄』からみた平安時代における『顔氏家訓』の受容」では、『倭名類聚抄』からみた平安時代における『顔氏家訓』の受容という問題をめぐり、『倭名類聚抄』における『顔氏家訓』の語彙、『倭名類聚抄』に引用された『顔氏家訓』中の固有名詞及び道教信仰に由来した「注連」と「門燎」の印象と日本的意味、日本における伝承信仰の儀式などを論考した。

第三章「寛文二年(1662)和刻本『顔氏家訓』からみた江戸時代における『顔氏家訓』の受容」では、広島大学中央図書館に所蔵されている寛文二年(1662)和刻本『顔氏家訓』からみた江戸時代における『顔氏家訓』の受容をテーマとして、そのテクスト的価値、言語に見られる思想的意義などを論述した。

第四章「現代の訓読や翻訳からみた『顔氏家訓』言語思想の受容」では、現代の訓読や翻訳からみた『顔氏家訓』言語思想の受容をめぐって、福沢諭吉『学問のすすめ』と『顔氏家訓』、現代日本で訓読・翻訳された『顔氏家訓』と中国現代語訳の『顔氏家訓』とを比較対照して日本における『顔氏家訓』の受容の意義について論述した。

終章 この章では、本研究で明らかになった点をまとめ、併せて今後の課題について述べた。

吉備真備(693 または 695-775)の家訓書『私教類聚』は逸書になったが、長保4年(1002)ころに成立した平安時代の政務・法制に関する書物『政事要略』や南北朝の北朝暦応年間(1338-1342)に洞院公賢が増補・校訂した類書(百科事典)『拾芥抄』(『拾芥略要抄』とも呼ばれ、全3巻)「教誡部」などには『私教類聚』の逸文と「吉備大臣私教類聚目録」が残されている。学界では吉備真備著

『私教類聚』をめぐる偽書説とそれを否定する本物説がある。本稿では初めて三つの新しい論証から偽書説を排除した。一つ目は『私教類聚』逸文「第十五過則必改事」(第十五、過たば則ち必ず改むる事)中の唐代中期の通俗的な教訓書である『太公家教』のテキストを引用していること(これは本稿の初めての発見)。二つ目は『顔氏家訓』におけるテーマ的な思想としての「内外両教、本爲一体ないげ(内外<仏教と儒教>の両教は、本もと一体為り)」という中国教育史上と中国思想文化史上の新しい思想文化は、唐代に入って「孝道」をしるしとしての仏教(内教)を儒学(外教)に同化させるという儒教を主導とする一体化の方向へ進展していたこと。三つ目は称徳天皇(女帝、718-770、在位 764-770)期の道鏡を始めとする仏教勢力の独走や文教不振に臨んで、始めて仏教(内教)を儒学(外教)に同化させるという唐代盛期の主流である儒教を主導する儒仏一体化の思想及び道德観を日本奈良朝に導入し、日本教育史上初めて子孫向けの教訓書つまり児童教育の教科書である『私教類聚』を造ったこと。

こういう論証を通して本稿は、従来の『私教類聚』と『顔氏家訓』との両者間にこだわる比較研究とは異なって、唐代中期の流行書物である通俗的な教訓書『太公家教』を仲介とする『顔氏家訓』受容という二重受容の視野から、『私教類聚』の唐代盛期・中期の背景つまり吉備真備の唐の長期留学と二度目の遣唐副使としての入唐経験に当たっての思想文化の影響とともに『私教類聚』の『顔氏家訓』受容を比較研究した。

そこで、従来の『私教類聚』の『顔氏家訓』受容についての比較研究の結論は『太公家教』の役割が欠落していたのに対して、本稿は唐代中期の「安史の乱」(755-763)後に流行っていた通俗的な教訓書『太公家教』が「安史の乱」というショックを反省しつつ子孫向けに「実学」を中心とする自力による立身出世の教訓を唱えるという、階層を超越した普遍的教訓であることに注目して、吉備真備著『私教類聚』が国策への啓示とともに、『太公家教』の影響による子孫向けつまり児童教育向けの通俗的な教科書の性格をも備えているという結論を初めて得た。さらに「実学」が、『漢書』食貨志における儒家の「治国安民之本」(国を治め民を安んずる本)の範疇における「士農工商、四民有業」(士農工商、四民に業有り)という職業思想に由来し、『顔氏家訓』における「有學藝者、觸

地而安」(学芸を身につけている者は、たとえ如何なところへ行っても、安住の場所だけは見つかるものだ。)という身分限界を超えた「実学」による職業思想に定着しているという論題を探って、従来の研究は、吉備真備著『私教類聚』が唐中期の通俗的な教訓書『太公家教』を通じて『顔氏家訓』中の実学思想を受容したことにふれなかったことを指摘した上で、初めて吉備真備著『私教類聚』の実学思想の系譜、日本への展開のルートを明らかにした。

平安時代の承平年間(931-938)ごろに成立された源順撰『倭名類聚抄』には『顔氏家訓』中の語彙を9個収めている。それぞれ「嬰兒」、「後夫」、「前夫」、「前後妻」、「傀儡子」、「長簷車」、「麻鞋」という7個の固有名詞(固有名詞とは、本稿では「ある事物・人物に対するその時代特有の名称」の意味で使う)、「注連」と「門燎」という道教信仰に由来した儀式の固有名詞である。漢和辞典である『倭名類聚抄』は日中言語史上で初めて『顔氏家訓』中の二文字以上の多音複合新語に注目して、漢和对訳の対照言語方法論によってそれら新語を解釈した。特に「注連」と「門燎」との固有名詞にかかわる「注連章断」同じく「章断注連」についての漢和对訳と対照方法論の解釈は、『顔氏家訓』からの言語思想の受容とはいえ、文化人類学の意義をも持っているのである。

要するに、「章断注連」という中国南北朝の新語に相応しい日本正史である『日本書紀』中の「^{しりくめなは}端出之繩」についての中日言語対照的解釈は、中日道教文化交流の貴重性を史実に基づいて揭示している。『三国志・魏書』「倭人伝」に記載された「若有疾病、遭暴害、便欲殺之」(もし病気が出たり、思いがけない災害にあったりすれば、人々はその者を殺そうとする)という習俗から、「^{しりくめなは}端出之繩」即ち「章断注連」儀式までの変遷は、中国道教文化が古代の日本に広まったと同時に陰陽寮という律令制下における組織機構によって制度化された事例の一つであり、宗教儀式が「殺生」(者を殺す)に取って代わるという道教文化の積極的な意味を持っている。言語発展史からいうと、『倭名類聚抄』における「章断注連」という漢和对訳の言語資料は、中国の言語史研究と辞書編纂において、「章断注連」という四字の成語に関心をもつ者がいない、また現代学者がそれとかわる「^{しりくめなは}端出之繩」について解釈不足であるという二つの遺憾な点を補填し

うるといってよいであろう。

江戸時代には寛文二年(1662)和刻本『顔氏家訓』と天保三年(1832)和刻本『官板 顔氏家訓』がある。奈良時代における吉備真備著『私教類聚』の『顔氏家訓』受容から江戸時代にかけての一千年の受容史を経て、天保三年(1832)に昌平坂学問所から官版として出版され、思想文化と教育領域に広く影響を与えたといっている。

日本で初めての和刻本である寛文二年(1662)刊本『顔氏家訓』中での「家業に精を出す」という家訓的思想文化史上の意義は、次の三点から十分に証明できると思うのである。すなわち(1)17世紀半ば以降の「家業に精を出す」という「家訓」文化の盛んだったこと、(2)井原西鶴の町人物の代表作である『日本永代蔵』の構成と主題的思想が『顔氏家訓』「勉学第八」に影響されたこと、(3)井原西鶴が『日本永代蔵』で有徳のお金持ちの子孫への教訓として『顔氏家訓』の内容を書き改めたこと。

明治時代の福沢諭吉著『学問のすすめ』は寺子屋の漢文修身書である『実語教』を通じて依然として奈良時代の吉備真備著『私教類聚』における『顔氏家訓』中の実学思想受容が浸透している。時代の背景がまったく違うが、漢学の伝統や『顔氏家訓』中の東方的「知行合一説」哲学思想は時代を超えて生きているといってよい。

現代では訓読や翻訳の『顔氏家訓』が続々と刊行された。例えば、宇野精一『顔氏家訓』(中国古典新書、東京明德出版社、1982年10月初版)、宇都宮清吉訳注『顔氏家訓』(東洋文庫、東京平凡社、1989年12月-1990年2月初版)、久米旺生・丹羽隼兵・竹内良雄編訳『顔氏家訓』(東京徳間書店、1990年4月初版)、林田慎之助訳『顔氏家訓』(講談社学術文庫、東京講談社、2018年2月初版)、渡邊義浩主編『全譯顔氏家訓』(東京汲古書院、2018年11月初版)など。こういう『顔氏家訓』の現代化は、誤訳や儒学の「忠信」の表現をなくしたことがあっても、『顔氏家訓』の人気を十分に証明している。

今後の課題としては、本学位論文の上にさらに修正して中国語での著作を出版しようと思っているのである。